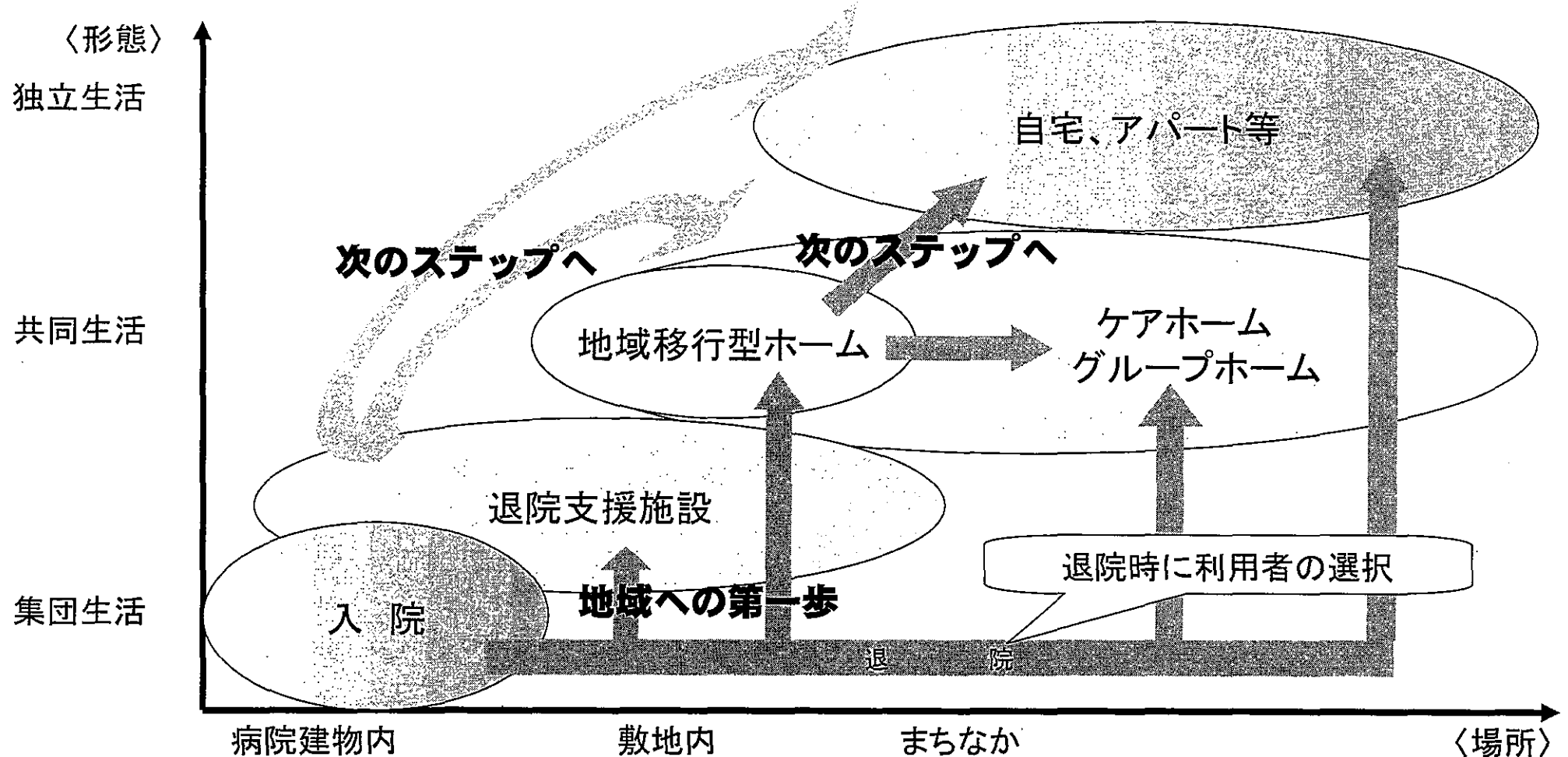


# 精神障害者の地域移行と居住系サービスの関係

- 「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」がそれぞれの状態に応じて地域移行を実現できるよう、障害福祉計画によって支援体制を構築。
- その中で、退院支援施設(自立訓練事業、就労移行支援事業)、地域移行型ホームは、地域移行に向けてのステップにおける一つの選択肢という性格。



# 地域移行型ホーム・退院支援施設のあらまし(案)

	地域移行型ホーム	精神障害者退院支援施設	
		病棟設備を転用する場合	外で設置する場合
法律位置付け	共同生活援助、共同生活介護	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援の加算事項	
定員規模	○事業の最低定員:4人以上 ○1住居当たり20人(知事の個別承認で30人)まで(既存建物の活用に限定)	20人以上60人以下	20人から30人程度
居室	○原則として個室 ○1人当たり床面積:7.43㎡以上	○1室当たり4人以下 ○1人当たり床面積:6㎡以上	○原則として個室 ○1人当たり床面積:8㎡以上
設備	居間又は食堂、台所、洗面設備、便所等	食堂、浴室、洗面設備、便所等	
人員配置	<p>【共同生活援助の場合】</p> <p>○世話人 10:1以上</p> <p>【共同生活介護の場合】</p> <p>○世話人 6:1以上</p> <p>○生活支援員 (区分3)9:1以上 (区分4)6:1以上 (区分5)4:1以上 (区分6)2.5:1以上</p> <p>【共通事項】</p> <p>○サービス管理責任者 30:1以上</p>	<p>【生活訓練の場合】</p> <p>○生活支援員 6:1以上</p> <p>【就労移行支援の場合】</p> <p>○職業指導員・生活支援員 6:1以上</p> <p>○就労支援員 15:1以上</p> <p>【共通事項】</p> <p>○サービス管理責任者 1人</p> <p>○夜間の生活支援員 1人以上</p>	
報酬基準 (日単位)	<p>○共同生活援助:171単位</p> <p>○共同生活介護(区分2):210単位 (区分3):273単位 (区分4):300単位 (区分5):353単位 (区分6):444単位</p>	<p>&lt;定員40人以下の場合&gt;</p> <p>○生活訓練:639単位 → 1月(22日)分:14,058単位</p> <p>○就労移行支援:736単位 → 1月(22日)分:16,192単位</p> <p>○精神障害者退院支援施設加算</p> <p>    &lt;宿直体制&gt;115単位 → 1月(30日)分:3,450単位</p> <p>    &lt;夜勤体制&gt;180単位 → 1月(30日)分:5,400単位</p>	
備考	<p>○原則2年の利用期間</p> <p>○外部の日中活動サービス等を利用</p>	<p>○2年乃至3年の標準利用期間(日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が付属)</p> <p>○精神病棟転換によって設置(病棟設備の転用又は病棟建物外での設置)</p>	